

裏面白紙

政令第

号

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の一部を改正する政令

内閣は、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九条の規定に
基き、この政令を制定する。

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件（昭
和八年勅令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

「逓信官署」を「逓信官署」に改める。

附 則

この政令は公布の日から施行する。

大蔵大臣

法務総裁

内閣総理大臣

理由

銀行法等特例法施行令（昭和二十年勅令第百二十六号）第四條第三項の規定により主務大臣の認可を受け無盡会社も当座預金を取扱うことが出来ることなるので、小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の中に無盡会社を加える必要があるからである。

裏面白紙

(参照)

一、小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件一
昭和八年十二月二十八日勅令第三百二十九号
小切手法ノ適用ニ付テハ左ニ掲グルモノヲ銀行ト同視ス

海軍官署
世帯多社

信用組合

市街地信用組合

農業協同組合法第十二條第一号及第二号ノ事業ヲ行フ農業協同

組合

農業協同組合法第十二條第一号及第二号ノ事業ヲ行フ農業協同

組合連合会

信用組合連合会

森林中央金庫

商工組合中央金庫

庶民金庫

附則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

この政令は公布の日から施行し、昭和二十三年十月一日から適用する。

ニテ政令は公布の日から施行す。

(沿革)

二、小切手法 (昭和八年法律第五十七号)

第五十九條 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同視セラレル人又ハ施設ヲ含ム。

三、銀行法等特例法施行令 (昭和二十年三月二十日勅令第百二十号)

第四條第四項 無登録社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ預金ノ受入ヲ爲シ

又ハ受入レル預金ヲ確保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得。